ハ　次条第一項の表の十一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造における鉱物の使用
ニ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ホ　イからニまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
十五　アルミニウム製造業における半製品の製造工程又は半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十五号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
十六　自動車製造業における乗用自動車の塗装工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十六号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ハ　次条第一項の表の十四の項の第二欄に掲げるドライアイスの使用
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
十七　発電事業における発電に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十七号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の四の項の第二欄に掲げる炭酸塩を含有する鉱物の使用
ハ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
十八　貨物自動車運送事業における貨物の運送に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十八号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイ及びロに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　イに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
十九　内航海運業における主たる貨物が鋼材である運送に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十九号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイ及びロに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　イに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用